

特定非営利活動法人日本視覚障害者柔道連盟定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本視覚障害者柔道連盟という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区春日一丁目16番30号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、視覚障害者に対して、柔道の普及発展を促進する事業を行い、視覚障害者の社会参加と自立を図り、もって視覚障害者の人間形成に資することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 視覚障害者のスポーツに関する事業
- (2) 視覚障害者の理解・啓発事業
- (3) 視覚障害諸問題の調査・研究事業
- (4) 情報提供事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。

3 会長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 会長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 除名されたとき。

(退 会)

第9条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に
弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第11条 既に納入した、抛出金品は、返還しない。

第3章 役員等

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 11人以上20人以内

うち外部からの理事割合を25%以上、女性の理事割合40%以上を目標とし、
組織の活性化を図っていく。

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を会長、4人を副会長、1人を専務理事とすることがで
きる。

3 この法人に役員その他顧問をおくことができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。ただし理事総数の過半数は正会員よ
り選任されなければならない。

なお、選任に当たっては、年齢及び男女比率等を考慮するものとする。

2 会長、副会長、専務理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

6 顧問は、理事会が推薦し、総会において選任する。

(職 務)

第14条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

3 専務理事は、理事会の議決に基づく本連盟の業務全般について掌握し企画立案、実施の任にあたる。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

6 顧問は、この法人の業務全般にわたり、相談を受け、専門的な意見を述べる。

7 監事及び顧問の活動を機能的にするため、以下の事項を要請する。

- (1) 本連盟が主催する各種大会、総会、理事会への出席を要請する。
- (2) 情報の共有化を図るため、理事会のML等により、連盟活動状況を伝え、協力を求める。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、理事は満80歳を超えてはならず、原則として5期（10年）を越えて再任することは出来ない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又

は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第19 条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49 条において同じ)
- (8) 新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 解散における残余財産の帰属先
- (10) 事務局の組織及び運営

(11) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年2回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができな

い。

(総会の議決)

第26 条 総会における議決事項は、第23 条第3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2 分の1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第27 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2 条及び次条第1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければなら

ない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が記名押

印しなければならない。

(理事会の構成)

第29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面

により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日

以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載し

た書面により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、会長もしくは会長が指名した者がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第34条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知

した事項とする。ただし議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の1

以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議

長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前2条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印しなければならない。

第5章 資 産

(構 成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(区 分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(管 理)

第40 条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第41 条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない

ない。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の1 種とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の

3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、会長が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第10章 雑 則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員等は、次のとおりとする。

会長 笹川吉彦

副会長 伊藤忠一

副会長 澤田 晋

副会長 高田耕治

副会長 加藤則夫

専務理事 柿谷 清

理事 佐藤節夫

理事 鈴木規敬

理事 三木一英

理事 牛窪多喜男

理事 伊藤友治

理事 草尾実夫

理事 礎 真一

理事 宇和野康弘

理事 関 民夫

理事 遠藤義安

理事 佐藤雅也

理事 高垣 治

監事 井手精一郎

監事 中川一彦

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成22年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成21年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この定款は、令和5年5月10日に一部変更して施行する。

7 この定款は、令和6年6月3日に一部変更して施行する。